

## 「改訂にあたって」

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の抱える問題や望んでおられる支援は、さまざまではありますが、多種多様なニーズに対して、犯罪被害者等の立場に立ったきめ細やかで、必要な時に、必要な場所で「適切で途切れない支援」を実施する必要があります。

そのためには、広く犯罪被害者等の支援に携わる機関・団体が連携を一層充実・強化し、取り組む必要があることから、平成22年に支援を行う際の留意点や連携方法等をまとめた奈良県犯罪被害者支援ハンドブックを作成しました。

作成から8年が経過し、犯罪被害者を取り巻く社会情勢の変化や、支援に関する法条例や支援制度の改正等により支援制度の整備も進んできました。

そうした中、このような状況の変化等に対応した、実行性のあるハンドブックの作成を目指して、このたび、国の犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業を活用し、「奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック」の改訂を行いました。

なお、犯罪被害者等への支援活動を展開されてきた「なら被害者支援ネットワーク」加盟機関・団体の皆様に「奈良県犯罪被害者等支援ハンドブック改訂に係る検討会」の構成員として御協力をお願いし、内容を検討していただきました。

このハンドブックの活用により、関係機関・団体の連携が一層充実するとともに、これまで以上に被害者の方々の立場に立った、きめ細やかな支援につながることを期待します。

おわりに、御協力いただきました関係者の方々に、心からお礼申し上げます。

平成31年3月

奈良県くらし創造部長